

社会福祉法人愛悠ももの会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛悠ももの会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、職員の旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 3 宿泊を伴う旅行の場合は、職員の旅費規程に準じて支給する。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

彦根市及び長浜市内	2,000円
その他	2,000円

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

彦根市及び長浜市内	2,000円
その他	2,000円

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

彦根市及び長浜市内	2,000円
その他	2,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成19年11月10日から施行する。

この規程は、平成24年12月15日から施行する。

この規程は、平成29年6月24日から施行する。